

京都市人権文化推進計画

平成29年度取組実績

京 都 市

目 次

| | |
|---------------------------------|----|
| I 重要課題別の取組 | |
| 1 女性と男性が互いに人権を尊重し支え合うまちづくり | 1 |
| 2 子どもを共に育む社会づくり | 4 |
| 3 高齢者の人権尊重と支え合う健康長寿のまちづくり | 8 |
| 4 障害者の人権尊重と互いに支え合うまちづくり | 11 |
| 5 ひとりひとりの人権が大切にされる同和問題の解決のための取組 | 16 |
| 6 多文化が息づくまちづくりと外国籍市民等の人権尊重 | 17 |
| 7 安心して働き続けられる職場づくり | 19 |
| 8 感染症患者等の人権尊重 | 20 |
| 9 犯罪被害者等の人権尊重 | 22 |
| 10 ホームレスの人権尊重と自立支援 | 23 |
| 11 高度情報化社会における人権尊重 | 24 |
| 12 様々な課題 | 26 |
| 13 複数課題に関連する事業 | 27 |
| II 教育・啓発, 相談・救済の取組 | |
| 1 教育・啓発 | 28 |
| 2 相談・救済 | 33 |
| III 計画の推進に関する取組 | |
| 1 推進体制と職員研修 | 34 |
| 2 関係機関, 関係団体との連携 | 35 |
| 3 進行管理と評価 | 35 |

「京都市人権文化推進計画 平成29年度取組実績」について

○ 概要

京都市人権文化推進計画（以下「同計画」といいます。）は、第1章（基本的な考え方）、第2章（各重要課題について）、第3章（人権施策の推進）、第4章（計画の推進）からなっており、その進行管理のため、同計画に掲げる施策について、毎年度、具体的な事業計画を策定し、施策の実施状況の点検を行うこととしています。

同計画の進行管理については、第2章から第4章までを対象としており、本取組実績は、それぞれの施策について実施した具体的な事業名を掲載しています。

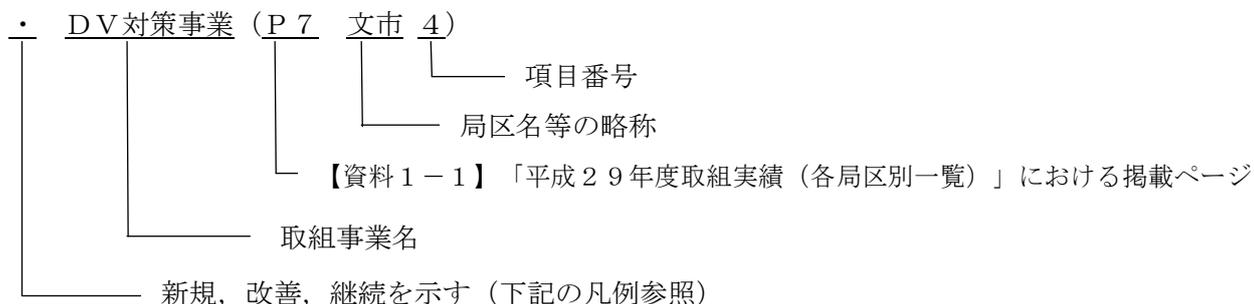
- I 各重要課題の取組（同計画の第2章部分に関する取組）
- II 教育・啓発，相談・救済の取組（同計画の第3章部分に関する取組）
- III 計画の推進に関する取組（同計画の第4章部分に関する取組）

○ 平成29年度取組実績における取組事業数 481事業

（内訳）

| | |
|--------|-------|
| 新規事業数 | 8事業 |
| 改善等事業数 | 14事業 |
| 継続事業数 | 459事業 |

（平成29年度取組実績掲載例）



取組事業の凡例

新規事業……◎，改善等事業……○，継続事業……・

平成29年度取組実績 新規・改善事業一覧

【新規】8件

- ①女性の活躍推進（P 8 文市7）
- ②人権文化推進協力企業感謝状贈呈制度（P 12 文市36）
- ③京都市地域自殺対策推進センター運営事業（P 18 保福31）
- ④子ども食堂など、民間による子どもの居場所づくりへの支援（P 28 はぐくみ20）
- ⑤インターネット議会中継における手話通訳の導入（P 59 市会7）
- ⑥山科区公式アプリ「やましなプラス+」への人権啓発記事の掲載（P 42 山科区役所2）
- ⑦お客様対応研修（P 69 上下水10）
- ⑧外国人のお客様に対するサービス向上（P 69 上下水11）

【改善】14件

- ①職員研修〔人権研修の実施〕（P 3 行財3-1）
- ②真のワーク・ライフ・バランスの推進（P 7 文市1）
- ③犯罪被害者支援策の推進（啓発・教育）（P 9 文市11）
- ④人権擁護委員との連携及び活動の支援（P 10 文市21）
- ⑤「四字熟語人権マンガ」の募集（P 10 文市14）
- ⑥障害者の就労支援対策（P 16 保福8）
- ⑦点訳、音訳、手話、要約筆記者、盲ろう通訳介助員等養成及び京都市手話言語条例の施行に伴う手話の普及啓発（P 17 保福11）
- ⑧手話通訳者、要約筆記者、盲ろう通訳介助員の派遣（P 17 保福15）
- ⑨聴覚言語障害者等の生活訓練事業の充実（P 17 保福16）
- ⑩～地域で気づき・つながり・支える～認知症総合支援事業（P 22 保福60）
- ⑪京都市はぐくみ通信／GoGo土曜塾（P 26 はぐくみ3）
- ⑫京都市はぐくみネットワーク（P 26 はぐくみ4）
- ⑬防火防災パンフレット「みんなの消防・防災探検」を活用した小学生への防災教育の実施（P 64 消防14）
- ⑭特別支援教育の理解推進（P 73 教育15）

※ 上記「POO」は、【資料1-1】「平成29年度取組実績（各局区別一覧）」における掲載ページを示します。

I 各重要課題の取組

人権に関わる各重要課題について、各分野別の計画等に基づき、市民等と共に、各部署連携の下、解決に向けた取組を推進する。

1 女性と男性が互いに人権を尊重し支え合うまちづくり

主な課題

- ◆ 女性の就業率（約6割）は男性（約8割）に比べ低く、また、出産・育児などで就業を中断することなどにより、非正規雇用に就きがちな就業構造があり、さらに、企業等において管理職等に占める女性の割合も依然として低い状況です。このため、雇用における男女の均等な機会と待遇の確保を図ることが必要です。
- ◆ DV（ドメスティック・バイオレンス）相談件数はここ数年全国的にも増加傾向にあり、未然に防止するための啓発や被害者の意思を尊重したうえで、自立のための情報提供や心理的ケアなど、様々な支援を総合的に、迅速に取り組むことが必要です。
- ◆ セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）については、法制度や相談体制が整備されてきているものの、依然として多くの相談事例があり、防止のための事業主の更なる意識改革が必要です。

実施施策

(1) DV対策

DV対策をより一層総合的かつ計画的に推進するとともに、DV根絶に向けた広報・啓発の実施や京都市DV相談支援センターを京都市のDV対策の中核的施設として、関係機関と連携の下、継続した被害者支援に取り組んだ。また、若年層に対する啓発や被害者とその子どもの自立に向けた支援に重点を置いた取組を行った。

(平成29年度取組実績)

- ・ DV対策事業（P7 文市4）

(1) 「きょうと男女共同参画推進プラン（改定版）」における「京都市DV対策基本計画」に基づき、京都市DV相談支援センターを本市DV対策の中核的施設として、初期の相談から自立促進に向けた支援まで継続的な支援に取り組むとともに、男性のためのDV電話相談、市民への普及啓発等、DV根絶に向けた様々な取組を実施した。

京都市DV相談支援センターでは5,770件の相談があり、各種証明書の発行、同行支援、カウンセリングなどの支援を行った。また、京都市男女共同参画センター（ウィングス京都）において、女性へのDVに関する相談（942件）を受けるとともに、「男性のためのDV電話相談」を開催（24回、相談件数27件）するなど、相談体制の充実に努めた。

- ・ DV被害者の居住の安定による自立支援のため、DV被害者向けの市営住宅の優先入居を4回実施（入居件数2件）したほか、DV被害者の安全確保のため一時保護を行う民間緊急一時保護施設（民間シェルター）に対し、家賃補助等を行った。
- ・ 市民への普及啓発として、「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ、市民しんぶんへの掲載、市・区役所でのパネル展示、京都駅前での「パープルリボンキャンペーン」を行ったほか、DV被害者支援シンポジウム（参加者140名）を開催した。

(2) また、DV予防事業として、中学生や高校生等の授業での使用を想定したDVDを活用し、若年層や教職員向けの啓発（DV予防講座／全5回、参加人数582名）等を行った。

(2) 雇用・意思決定

男女の均等な雇用機会と待遇の確保等を図るため事業者に対する啓発を推進し、自主的な取組の促進に繋げた。

本市の附属機関等における女性委員の登用を促進するとともに、男女があらゆる分野での意思決定に参画できるよう企業等の取組を支援した。また、女性のニーズに応じた職業能力の開発支援や就業支援を推進した。

(平成29年度取組実績)

- ・ 市の附属機関等における女性委員の登用の推進 (P 7 文市6)

◎ 女性の活躍推進 (P 8 文市7)

女性の活躍を推進するため、「京で輝く！女性活躍推進プロジェクト」の一環として、多様な働き方について考えるシンポジウムや、女子大学生・社員などの各対象者向けのセミナーを開催した。シンポジウムは2月17日に開催、150名が参加し、女性活躍推進の意識を高めることができた。セミナーは女子大学生向け、若手女子社員向け、一般社員向けにそれぞれ開催し、ロールモデルを招いた講座やグループトークにより、今後のキャリアデザインについて考え、働き方についての理解を深める機会とした。

(3) 啓発・広報

男女共同参画の理念等についての広報・啓発活動を推進するとともに、市民等の自主的な取組を支援した。

(平成29年度取組実績)

- ・ 男女共同参画センター「ウイングス京都」の運営 (P 7 文市3)

- (1) 男女共同参画推進のための拠点施設である京都市男女共同参画センターにおいて、男女共同参画の視点から身近なテーマを取り扱う「みんなで考える男女共同参画講座」【定期開催4回、出前講座39回、参加者総数1,539人】、その他の講座・講演会・各種団体との連携事業等【9回】を開催し、男女共同参画について基礎知識を学習できる機会を提供した。
- (2) また、女性のための一般相談（電話相談・面談相談）に加え、「女性への暴力相談」（面談相談）や男性カウンセラーによる「男性のための相談」（面談相談）、「男性のためのDV電話相談」などの相談事業【相談件数1,788件】を実施した。

◎ 女性の活躍推進 (P 8 文市7) 【再掲】

- ※ この他、「II 1 教育・啓発 (2) 人権啓発」の中でも実施していく。

(4) 保育・学校教育

全ての子どもが、男女を問わず個性ある人間として尊重され、その能力を十分発揮できる資質や能力を培う取組や、学校・家庭・地域の連携の下、子どもたちの性に関する意識や実態に即した教育を推進した。また、性別による固定的な役割分担を反映した慣行などが残されていないか点検・改善を行った。

(平成29年度取組実績)

- ・ 男女の共生を進める保育の推進 (P 30 はぐくみ32)
- ・ 男女平等にかかわる課題に関する学習等の推進 (P 71 教育6)

(5) 全般に関わる取組

「女性と男性が互いに人権を尊重し支え合うまちづくり」を進めるために、次の取組を推進した。

(平成29年度取組実績)

- ・ 第4次「きょうと男女共同参画推進プラン」の推進 (P 7 文市2)
- ・ 男女共同参画センター「ウィングス京都」の運営 (P 7 文市3) 【再掲】
- ・ 男女共同参画苦情等処理制度 (P 7 文市5)

2 子どもを共に育む社会づくり

主な課題

- ◆ 少子化の進行、また、地域の共同関係の希薄化などによる子育ての孤立化が課題となる中、子育てに対する不安や負担感、孤立感を感じている人も少なくありません。
- ◆ 児童虐待相談・通告件数は増加の一途をたどっていることから、更なる体制の強化や資質向上による支援体制の充実を図る必要があります。
- ◆ 小中学校における、不登校やいじめ問題についても、引き続き憂慮すべき現状があります。
- ◆ ニートやひきこもりなど、社会生活を営むうえでの困難を有する子ども・若者の社会的自立の遅れは社会問題となっています。
- ◆ ひとり親家庭においては子育てを含む家庭生活と仕事の両立は切実な課題であり、ひとり親家庭のニーズに応じたきめ細かな支援が必要です。また、特に母子家庭の母は、パートなど不安定な就労に就いているため低収入の状態にあることが多く、子どもの貧困の問題にもつながっています。
- ◆ また、暴力行為等の問題行動、児童買春や児童ポルノのまん延など子どもの心身の健全な成長が妨げられる問題の発生に加え、学校非公式サイトでの悪口、誹謗中傷の書き込みなどのいわゆるネットいじめ、携帯電話・スマートフォンの危険性や生活習慣の乱れにつながる依存性の問題など依然憂慮すべき状況が続いています。

実施施策

(1)「京都はぐくみ憲章」の推進

憲章の理念が市民生活の隅々にまで浸透し、いつでも、どこでも、だれもが、「自分ごと」として、憲章を実践する行動の輪が広がっていくよう施策を展開した。

(平成29年度取組実績)

- ・ 「京都はぐくみ憲章」の推進 (P26 はぐくみ2)
- 京都はぐくみ通信/GOG土曜塾 (P26 はぐくみ3)
- 京都はぐくみネットワーク (P26 はぐくみ4)

(2) 児童虐待対策の推進

子育て相談、交流の場の提供などによる虐待の未然防止や、虐待を発見した場合の児童相談所への通告の重要性について市民意識の向上に取り組んだ。また、児童相談所などの対応力強化を図るとともに、関係機関の連携による虐待の早期発見、予防的啓発等に取り組んだ。

(平成29年度取組実績)

- ・ 児童虐待に係る広報啓発 (P28 はぐくみ18)
- ・ 児童虐待防止等に関する関係機関職員、民生・児童委員等に対する専門研修の実施 (P29 はぐくみ22)
- ・ 「子ども虐待SOS専用電話」等による通告・相談受付 (P29 はぐくみ23)

児童虐待に関する通告や相談などを専用電話 (Tel801-1919) 及び児童相談所全国共通ダイヤル (189番) により、夜間・休日を含め24時間365日受け付けた。

<平成29年度 子ども虐待防止専用電話経路別件数 (単位: 件) >

| | |
|------------|-------|
| 家族・親戚 | 869 |
| 母 (再掲) | (710) |
| 近隣・知人 | 267 |
| 警察等 | 1,210 |
| 児童本人 | 99 |
| 児童福祉施設等 | 109 |
| 医療機関等 | 37 |
| その他 (無言含む) | 715 |
| 計 | 3,306 |

- ・ 児童虐待防止ホームページによる情報提供（P 29 はぐくみ24）
- ・ 児童虐待に関する職員の専門性の向上（P 29 はぐくみ25）
- ・ 児童相談所の体制強化（P 29 はぐくみ26）
- ・ 児童虐待に関する研修の実施（P 73 教育17）

（3）不登校、いじめ、問題行動

「京都市いじめの防止等に関する条例」などにに基づき取組を推進するとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置などによる、相談・支援体制の充実を図った。また、問題行動や不登校などの課題解決に向け、学校・家庭・地域が連携した取組を推進した。

（平成29年度取組実績）

- ・ 「いじめ防止対策推進法」の施行に伴う取組の推進（P 73 教育16）
- ・ 心の居場所づくり推進事業（P 74 教育18）
- ・ 教育相談総合センターでの教育相談（P 76 教育39）
- ・ 不登校児童・生徒の「心の居場所」づくり（P 77 教育40）

（4）ニート・ひきこもり

ニート・ひきこもりなどの社会生活を円滑に営むうえで困難を有する子ども・若者に対して、「子ども・若者総合相談窓口」、「子ども・若者支援地域協議会」などの取組を中心とした、幅広い関係機関の連携による総合的・継続的な支援を推進した。

（平成29年度取組実績）

- ・ 子ども・若者総合支援事業の推進（P 27 はぐくみ11）

（5）子育て支援ネットワークの充実

子育てを支え合う地域社会の構築を目指し、子どもや子育てに関わるネットワークを強化・発展させていく取組を推進した。

（平成29年度取組実績）

- ・ ”京都是ぐくみ憲章”の実践と普及に取り組む市民ネットワーク（P 26 はぐくみ1）
- ・ 子ども支援センターの運営（P 27 はぐくみ12）
- ・ 地域子育て支援ステーションの設置（P 27 はぐくみ13）

（6）子育て家庭への支援

子育てに対する負担感・孤立感を解消するため、支援の継続的实施と支援が必要な世帯の利用に繋げていく取組や、男性の子育てへの参加促進、地域による子育て支援などを推進した。また、ひとり親家庭など固有の課題やニーズに応じたきめ細かな支援を推進した。

（平成29年度取組実績）

- ・ 親と子のこころの電話相談員の養成（P 27 はぐくみ14）
- ・ 親支援プログラム「ほっこり子育てひろば」の実施（P 28 はぐくみ15）
- ・ ひとり親家庭等医療費支給事業（P 28 はぐくみ16）
- ・ 子ども医療費支給事業（P 28 はぐくみ17）
- ・ 貧困家庭の子ども・青少年対策の推進（P 28 はぐくみ19）

- | |
|----------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(1) 子ども食堂など、民間による子どもの居場所づくりへの支援 詳細については、以下「◎子ども食堂など、民間による子どもの居場所づくりへの支援」に記載</p> |
|----------------------------------------------------------------------------------------|

(2) 生活困窮者の子どもに対する中3学習会の拡充

平成28年度実施箇所に加え、上京区及び右京区（2箇所目）、伏見区（2箇所目）を開設し、全行政区（計17箇所）において実施した。また、夏期休業期間中に北区で集中学習会を実施した。このように実施箇所を増やすことで、ニーズの高い地域での支援をよりきめ細やかに行うことができた。

委託先：公益社団法人京都市ユースサービス協会

参加者：201名

◎ 子ども食堂など、民間による子どもの居場所づくりへの支援（P28 はぐくみ20）

(1) 「子どもの居場所づくり」に関する手引きの作成やアドバイザー派遣

子どもの居場所づくりに取り組む運営団体向けに、運営のノウハウや注意点、事例集等を盛り込んだ「京都市子どもの居場所づくりのすゝめ」を発行するとともに、「子どもの居場所づくり」の立ち上げや運営に係るアドバイザーを運営団体等に派遣し、具体的な助言を行った。

アドバイザー派遣で多く挙げられた悩みや疑問点を手引き「子どもの居場所づくりのすゝめ」に掲載することで、「子どもの居場所づくり」に取り組む団体が抱える課題や悩みを多くの団体に共有することができた。今後は、地域で「子どもの居場所づくり」の取組が継続して行われるよう、様々な手段で支援していく。

(2) 「子どもの居場所づくり」助成制度の創設

子どもの居場所づくりに新たに取り組む団体等に対し、初期費用の一部を補助する。

補助金額：対象経費の総額の2/3以内（上限10万円）

補助団体：15団体

決算額：1,142,000円

- ・ 里親支援事業（P29 はぐくみ21）
- ・ 地域子育て支援事業の拡充（P30 はぐくみ35）
- ・ 「こどもみらい館」における事業の推進（P31 はぐくみ40）
- ・ 温もりの電話相談員の養成（P74 教育23）

(7) 子育てを支え合える地域社会づくり

社会福祉協議会、民生児童委員、PTAなど、多くの地域団体が行う子育て支援活動を核として、より広範な地域住民が子育て支援に参画できるよう一層の取組を推進した。

（平成29年度取組実績）

- ・ ”京都市はぐくみ憲章”の実践と普及に取り組む市民ネットワーク（P26 はぐくみ1）【再掲】
- ・ 子ども支援センターの運営（P27 はぐくみ12）【再掲】
- ・ 地域子育て支援ステーションの設置（P27 はぐくみ13）【再掲】

(8) 携帯電話・インターネット

携帯情報通信機器（スマホ・ゲーム機を含む）の危険性や依存性について携帯電話会社、PTA、家庭との連携のもと、子どもの実態を踏まえた取組を推進した。

(平成29年度取組実績)

- ・ 携帯電話・インターネットの不適切利用防止対策の推進 (P 7 4 教育 1 9)

- (1) 小中学生が主体的に課題を理解して自ら解決策を考え、保護者の課題意識の向上及び家庭等での行動の支援にもつながる授業プログラム「携帯情報通信機器に関する学習・啓発プログラム」(通称:スマホ学習)の実施を通じて、プログラム内容の改良及び実施校の拡大を図った。
- (2) 携帯電話事業者との連携により、児童生徒向けに、携帯電話・インターネットの危険性等を伝える授業を実施。
- (3) 市民ボランティアである「携帯電話市民インストラクター」が、小中学校等で実施している家庭教育講座やPTAが主催する研修会等で、子どもの携帯情報通信機器(スマホ・ゲーム機を含む)利用に関わる保護者向け・市民向けの啓発活動「情報モラル講座」を展開。
- (4) インターネット上の誹謗中傷や個人情報の書込みを早期発見・解決するため、京都府教育委員会と連携し、ネット上の書込みの監視を実施。

(9) 安全教育

学校の安全管理体制を一層充実するとともに、学校・家庭・地域が一体となった「地域ぐるみの安全」の推進や、交通事故をはじめとするあらゆる事故等を未然に防ぐ能力や態度を育成する取組を推進した。

(平成29年度取組実績)

- ・ 「チャレンジ!防災リズム」を活用した幼児への防災教育の実施 (P 6 4 消防 1 2)
- ・ 防火防災救急リーフレットを活用した乳幼児の保護者への防火防災思想の普及啓発 (P 6 4 消防 1 3)
- 防火防災パンフレット「みんなの消防・防災探検」を活用した小学生への防災教育の実施 (P 6 4 消防 1 4)
- ・ 消防の図画・ポスター・作文の募集を通じた幼少年者への防火防災思想の普及啓発 (P 6 4 消防 1 5)
- ・ ホームページ上への幼少年向け等の広報媒体の掲載 (P 6 4 消防 1 6)
- ・ 救命入門コース (P 6 5 消防 2 8)
- ・ 普通救命講習Ⅲ (P 6 5 消防 2 9)
- ・ 少年消防クラブ (P 6 5 消防 3 4)
- ・ 幼年消防クラブ (P 6 6 消防 3 5)
- ・ 未就学児とその保護者に対する防火等の指導 (P 6 6 消防 3 6)
- ・ 地下鉄全駅に「こども110番の駅」の設置 (P 6 8 交通 1 3)

3 高齢者の人権尊重と支え合う健康長寿のまちづくり

主な課題

- ◆ いわゆる「団塊の世代」が後期高齢者となる平成37（2025）年に向け、高齢化の加速度的な進展が見込まれている中、長寿社会への理解と認識を深め、世代を超えて支え合う意識の共有を図る必要があります。
- ◆ 増加が見込まれる認知症やひとり暮らし高齢者等の要援護高齢者が孤立しない環境づくりや虐待の早期発見、早期対応に努める必要があります。

実施施策

（1）虐待

区役所・支所，地域包括支援センター等の関係者が一体となった地域の高齢者への権利侵害の早期発見・対応の取組の推進や，緊急時の一時避難場所の確保，施設・事業所における虐待防止の徹底や啓発に取り組んだ。

（平成29年度取組実績）

- ・ 京都市高齢者虐待シェルター確保事業（P23 保福69）
- ・ 高齢者虐待防止事業（P23 保福71）

（2）権利擁護

成年後見制度を必要とする方の発見から利用まで一貫した支援の実施や，市民後見人の養成による後見人の確保と制度の一層の利用を促進した。

（平成29年度取組実績）

- ・ 高齢者・障害者権利擁護推進事業（P19 保福33）
- ・ 京都市成年後見支援センターの設置・運営（P23 保福73）
- ・ 市民後見人の養成（P23 保福75）

（3）認知症対策

認知症に関する知識や正しい理解の普及や，認知症高齢者やその家族が地域社会から孤立しないための啓発活動の推進，専門的な相談の機会充実や認知症の予防，早期発見，早期相談，早期診断に向けた体制の構築などの取組を推進した。

（平成29年度取組実績）

- ～地域で気づき・つながり・支える～認知症総合支援事業（P22 保福60）

認知症になっても本人の意思が尊重され，できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう，認知症の人やその家族に早期に関わり，訪問活動による情報収集やアセスメント，本人・家族等への心理的サポート，受診勧奨や医療・介護サービスに至るまでの支援などを実施する「認知症初期集中支援チーム」を平成28年度の1箇所（北区・上京区）に加えて，新たに2箇所（下京区・南区エリア及び西京区（洛西含む）エリア）設置し，早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築を図った。

また，京都市「認知症高齢者の行方不明時における早期発見に関する連携要領（平成28年3月策定）」に基づく，行方不明リスクの高い方の事前相談・登録制度の運用や発見協力依頼情報の提供等を円滑に実施し，平成29年12月から，事前登録者において，所管の警察へ情報提供を図ることを可能とした。また，情報提供先となる地域ネットワークの拡充を図ることにより，行方不明になりにくい環境整備と行方不明になった場合でも早期発見できるよう取組を進めた。

更に、引き続き「若年性認知症支援連携プロジェクト」を継続しつつ、福祉的就労の相談窓口となる障害者地域生活支援センター職員を対象とした「若年性認知症の人への支援についてのアンケート」を実施し、また、「若年性認知症支援基礎研修」や「京都市就労支援スキルアップ研修会」の実施を通じて、介護や障害の新任・初任の窓口職員や事業所職員に対する若年性認知症に対する理解を深め、障害分野と介護分野で相互に活用できる制度・サービス等を踏まえた新任・初任者（介護関係者、障害保健福祉関係者）向け研修を検討・実施し、若年性認知症の人や家族への支援の必要性の意識付けや啓発を行うとともに、相談の対応力向上を図った。

- ・ 認知症あんしん京（みやこ）づくり推進事業（P 2 2 保福 6 1）

（４）介護サービス

介護が必要になっても、住み慣れた地域で生活を続けられるよう居宅系サービスや地域に根差した小規模施設の整備を促進した。また、特別養護老人ホーム入居者のその人らしい生活の尊重と継続を図るための個室・ユニットケアを推進した。

（平成 2 9 年度取組実績）

- ・ 介護サービスの提供（P 2 4 保福 8 1）

（５）見守り

日常生活で不安を抱えているひとり暮らし高齢者等が、住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、地域全体で見守り、支援するためのネットワークづくりを推進する。

（平成 2 9 年度取組実績）

- ・ 一人暮らし高齢者全戸訪問事業（P 2 3 保福 6 8）
- ・ 老人福祉員設置事業（P 2 3 保福 6 7）

（６）社会参加

ライフスタイルに応じた生きがいつくりを支援するため、高齢者の経験・技能などを社会の様々な分野にいかす担い手づくりの取組を推進した。

（平成 2 9 年度取組実績）

- ・ シルバー人材センターへの助成（P 2 2 保福 6 2）
- ・ 老人クラブへの活動費補助（P 2 2 保福 6 3）
- ・ 老人福祉センターの運営（P 2 4 保福 7 7）
- ・ 老人クラブハウスへの助成（P 2 4 保福 7 8）

（７）世代を超えて支え合う意識の共有

多世代が交流できる身近な場の提供や、高齢者の人権について市民ひとりひとりが自ら考える機会の提供等による意識啓発を推進した。

（平成 2 9 年度取組実績）

- ・ 市民すこやかフェアの開催（P 2 3 保福 6 5）
- ・ 老人の日記念行事を通じた取組（P 2 4 保福 7 9）

（８）学校教育

職場体験活動における高齢者福祉施設への訪問等による高齢者との交流の促進や伝統文化、福祉をテーマにした学習を推進した。

（平成 2 9 年度取組実績）

- ・ 高齢者との交流等の推進（P 7 2 教育 1 0）

(9) 全般に関わる取組

「高齢者の人権尊重と支え合う健康長寿のまちづくり」を進めるために、次の取組を推進した。

(平成29年度取組実績)

- ・ ごみ収集福祉サービス（まごころ収集）の実施（P 2 環境5）
- ・ 老人スポーツの普及事業（P 2 2 保福6 4）
- ・ ねんりんピックへの選手派遣（P 2 3 保福6 6）
- ・ 老人医療費支給事業（P 2 3 保福7 2）
- ・ 京都市居住支援協議会（P 2 3 保福7 4，P 3 2 都計1）
- ・ 敬老乗車証の交付（P 2 4 保福7 6）
- ・ 京都市政出前トークを通じた高齢者への防火防災指導（P 6 3 消防3）
- ・ 安心アドバイザー研修の実施（P 6 3 消防1 1）

4 障害者の人権尊重と互いに支え合うまちづくり

主な課題

- ◆ 当事者の高齢化及び障害の重度化並びに介助者の高齢化に伴い、権利擁護など様々な支援のニーズに合った対応が求められています。
- ◆ 障害のある人への調査結果では、障害や障害のある人に対する理解や啓発の更なる充実が求められています。
- ◆ 道路の段差や建築物等のバリアフリー化を進めてきましたが、今後もこれらのニーズは増大・多様化することが予想されることから、更なる取組の推進が求められます。
- ◆ 障害者権利条約の発効や障害者差別解消法の制定を踏まえ、障害者差別の禁止や合理的配慮の提供に係る取組を社会全体として推進していく必要があります。

実施施策

(1) 障害者虐待の防止

虐待があった場合の被虐待者への支援や事業者等への指導を行った。また、虐待防止に係る周知・啓発に努めるとともに、相談支援事業者等で構成する専門部会などで具体的な事例検討を行った。

(平成29年度取組実績)

- ・ 障害者虐待防止対策事業 (P 16 保福9)

(2) 障害のある人の権利擁護の促進

権利擁護を推進するためのネットワークを構築するとともに、住み慣れた地域で安心して生活できる社会を築くため、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用を促進した。

(平成29年度取組実績)

- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進 (P 15 保福4)

(1) 対応要領に基づく取組

全庁を対象として平成28年1月に策定した「京都市対応要領」に基づき、庁内において次のような取組を進めている。

- ・ 個々の合理的配慮を的確に行うために必要な「環境の整備」

(主な取組例)

はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン(わかりやすい版)の作成、「分かりやすく伝えるため」の手引き及びコミュニケーション支援ボードの作成

- ・ 障害を理由とする差別に関する相談への的確な対応

(平成29年度相談件数: 21件)

- ・ 相談対応事例を踏まえた取組の推進

(主な取組例)

権利擁護部会を開催(2回)。部会で出された意見も合わせて、相談対応好事例等を各局区等にフィードバックし、庁内全体の取組を推進している。

- ・ 「障害」をテーマにした職員研修を実施(231件(9,385名))

(2) 啓発活動

障害に関する理解の促進等に係る啓発に加えて、法の趣旨等についても、あらゆる機会を捉え、市民や事業者に向けて発信する。

(3) 精神障害のある人が安心して暮らせるまちづくり

精神疾患や精神科医療の正しい知識の普及啓発や、精神障害のある人の地域生活を支えるための支援の充実を図った。また、社会的入院者への退院に向けた支援や、精神科病院への実地指導の実施や、人権に配慮した適正な精神科医療の確保を図った。

(平成29年度取組実績)

- ・ 精神科救急医療システム (P 1 8 保福 2 2)
- ・ こころのふれあい交流サロンの運営 (P 1 8 保福 2 8)
- ・ 講演会及びシンポジウムの開催 (P 2 0 保福 3 8)
- ・ 精神保健福祉に関する映画・ビデオ等の収集、提供 (P 2 0 保福 3 9)
- ・ 京都市精神保健福祉ボランティア連絡協議会活動支援 (P 2 0 保福 4 0)
- ・ 精神障害者法律相談 (P 2 0 保福 4 1)
- ・ 精神保健福祉相談事業 (P 2 0 保福 4 2, 各区保健福祉センター)
- ・ 精神障害者訪問指導事業 (P 2 0 保福 4 3, 各区保健福祉センター)
- ・ 精神障害者地域生活安定化支援事業 (P 2 0 保福 4 4, 各区保健福祉センター)
- ・ 京都市精神障害者社会適応訓練事業 (P 2 0 保福 4 5, 各区保健福祉センター)
- ・ こころのふれあいネットワークの構築 (P 2 0 保福 4 6, 各区保健福祉センター)
- ・ こころのふれあいネットワーク構成員の区民ふれあい事業への参加 (P 2 1 保福 4 7, 各区保健福祉センター)
- ・ 機関紙「こころここ」及び啓発冊子の発行 (P 2 1 保福 4 8)
- ・ 精神保健福祉相談員及び関係職員の研修 (P 2 1 保福 4 9)
- ・ こころのふれあいネットワークによる学習会の実施 (P 2 1 保福 5 0, 各区保健福祉センター)
- ・ 精神障害者地域移行・地域定着支援事業の地域移行支援連絡会への参画 (P 2 1 保福 5 2, 各区保健福祉センター)

(4) 障害のある人の就労支援

企業、行政等の連携により、障害のある人が働き続けることができるような就労支援を推進するとともに、企業における障害者の積極的な雇用や、共に働くことができる環境づくりを促進するための啓発を推進した。

(平成29年度取組実績)

- 障害者の就労支援対策 (P 1 6 保福 8)
 - ・ 京都市障害者雇用促進啓発事業 (P 1 8 保福 2 1)
 - ・ 統合失調症及びうつ病の市民のための就労支援講座 (P 2 1 保福 5 3)
 - ・ 精神障害者雇用支援連絡協議会 (P 2 1 保福 5 4)
 - ・ 身体に障害のある方を対象とした京都市職員採用試験の実施 (P 6 2 人事委 1)
 - ・ 障害のある生徒の就労支援 (P 7 3 教育 1 3)

(5) 発達障害児者及びその家族への支援の充実

早期の子どもへの発達支援のため、保育所等における子どもの発達支援や保護者支援に関するコンサルテーションを行い、地域の支援体制の強化を図った。

地域で安定した生活を送ることができるよう、発達障害者支援センター「かがやき」において相談支援、発達支援、就労支援、普及啓発・研修を推進した。

(平成29年度取組実績)

- ・ 子育てサポートプログラム普及推進事業 (P 2 9 はぐくみ 2 7)
- ・ 発達障害者支援センター「かがやき」の運営 (P 1 9 保福 3 4, P 3 0 はぐくみ 2 8)

(6) 相談支援

地域での相談強化のために、地域の相談支援体制の充実と質的向上を図った。

(平成29年度取組実績)

- ・ 障害者地域生活支援拠点運営事業 (P16 保福5)
- ・ 障害者法律・結婚・住宅等の相談事業の充実 (P17 保福12)
- ・ 知的障害者専門相談事業 (P17 保福13)
- ・ 障害者相談員設置事業 (P17 保福14)
- ・ 障害者地域生活支援センター運営事業, 基幹相談支援センター運営事業 (P18 保福29)

(7) ユニバーサルデザイン・まちづくり

京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例に基づき, 建築や公共交通機関, 道路等のバリアフリー化, 全ての人々が社会で活動しやすい環境づくりや支え合うことのできる「こころのユニバーサルデザイン」を推進した。

(平成29年度取組実績)

- ・ 市庁舎等の障害のある方・高齢者対応設備の設置・改修 (P1 各局区等5, P3 行財2)
 - ・ ユニバーサルデザインに対応した観光トイレの充実 (P2 環境4)
 - ・ ユニバーサルデザインに対応した公衆トイレの整備 (P2 環境6)
 - ・ みやこユニバーサルデザインの推進 (P15 保福2)
 - ・ いきいきハウジングリフォーム事業 (P17 保福20)
 - ・ バリアフリーに配慮した建築物の整備の促進 (P32 都計2)
 - ・ 交通バリアフリーの推進 (P32 都計3)
 - ・ 「人にやさしいまちづくり」の推進 (P33 建設1)
 - ・ バリアフリーに適応した公園整備の推進 (P33 建設2)
 - ・ 本会議傍聴及び委員会モニター視聴に係るバリアフリー化 (P59 市会1)
- ◎ インターネット議会中継における手話通訳の導入 (P59 市会7)

聴覚障害のある方が自宅等でもインターネットを活用して, 本会議及び予算・決算特別委員会総括質疑の中継を見られる機会を提供するため, 平成29年5月から新たに本会議等のインターネット議会中継に手話通訳を入れて生中継を行った。なお, 本会議実施の3開庁日後から, 市会ホームページにおいて録画映像の放映も行っている。

平成29年度 合計23回 (88時間12分)

5月市会 (5/16, 18, 19, 30), 7月特別市会 (7/18), 9月市会 (9/21, 27, 28, 29, 10/2, 26, 27, 11/2), 11月市会 (11/24, 28, 29, 12/8), 2月市会 (2/16, 22, 23, 3/9, 12, 20)

- ・ ユニバーサルデザイン化された避難誘導システムの設置指導 (P63 消防5)
- ・ ノンステップバスの充実 (P68 交通14)
- ・ 地下鉄駅施設の整備 (P68 交通16)

(8) 社会参加・交流促進

地域の人々との触れ合いやボランティア活動による支援が広がるような取組の推進や障害のある人がスポーツを楽しめる場の提供や障害者スポーツの裾野を広げる取組を推進した。

また, 京都市手話言語条例の施行を契機として, 手話への理解の促進や普及啓発をより積極的に行うとともに, 手話通訳者などの派遣や養成等により一層取り組んだ。

(平成29年度取組実績)

- ・ ほほえみ交流活動支援事業 (P15 保福3)
- ・ ほほえみ広場の開催 (P16 保福10)

- 点訳, 音訳, 手話, 要約筆記者, 盲ろう通訳介助員等養成及び京都市手話言語条例の施行に伴う手話の普及啓発 (P 1 7 保福 1 1)

- (1) 点訳・音訳奉仕員養成講座
- (2) 手話奉仕員養成講座 (講座開催数を年 1 クールから 2 クールに拡充する)
- (3) 手話通訳者養成事業
- (4) 要約筆記者養成事業
- (5) 盲ろう通訳介助員養成事業
- (6) 手話啓発番組「しゅわしゅわ京都」の制作・放送 (全 1 0 回)

- 手話通訳者, 要約筆記者, 盲ろう通訳介助員の派遣 (P 1 7 保福 1 5)
- 聴覚言語障害者等の生活訓練事業の充実 (P 1 7 保福 1 6)
 - ・ 身体障害者障害別体育大会の開催 (P 1 7 保福 1 7)
 - ・ 知的障害者スポーツ大会の開催 (P 1 7 保福 1 8)
 - ・ 全国車いす駅伝競走大会の開催 (P 1 7 保福 1 9)
 - ・ 自動車運転免許取得助成 (P 1 8 保福 2 3)
 - ・ 自動車改造費助成 (P 1 8 保福 2 4)
 - ・ 重度障害者タクシー料金助成 (P 1 8 保福 2 5)
 - ・ 障害者情報バリアフリー化支援事業 (P 1 8 保福 2 6)
 - ・ 市バス・地下鉄福祉乗車証交付事業 (P 1 8 保福 2 7)
 - ・ 精神障害者バレーボール京都市大会の開催 (P 2 1 保福 5 1)
 - ・ 障害のある市民の生涯学習事業 (P 7 3 教育 1 5)

(9) 啓発

障害の有無に関わらず, 相互に人格と個性を尊重し, 支え合う共生社会の理念の普及や, 障害及び障害のある人への理解を促進するための啓発活動を推進した。

(平成 2 9 年度取組実績)

- ・ 心の輪を広げる障害者理解促進事業における作品募集 (P 1 6 保福 6)
- ・ 補助犬啓発事業 (P 1 6 保福 7)
- 特別支援教育の理解促進 (P 7 3 教育 1 4)

- (1) 障害のある児童生徒の教育に関する啓発を推進するため, 「京都市ノーマライゼーションへの道推進会議」を開催。
 - ・ 第 1 回会議 平成 29 年 9 月 22 日開催 (於: 北総合支援学校)
 - ・ 第 2 回会議 平成 30 年 2 月 21 日開催 (於: 東山総合支援学校)
 - ・ その他, 福祉施設・保育園等関係各所へ啓発リーフレット等の発送, PTA フェスティバルでの啓発パネルの展示等, 啓発活動を実施。
- (2) 小中学校育成学級等で学ぶ子どもたちの作品を一堂に集め, 学習成果の発表の一環として「小さな巨匠展」を開催する。

(開催日)

前期: 平成 30 年 2 月 22 日 (木) ~ 25 日 (日)

後期: 平成 30 年 3 月 1 日 (木) ~ 4 日 (日)

(来場者数)

前期: 2, 545 名, 後期: 2, 133 名, 合計: 4, 678 名
- (3) 障害のある子どもと障害のない子どもが共に活動することで, 双方の社会性や豊かな人間性を育成する「交流及び共同学習」を積極的に進める。
 - ・ 校内の育成学級児童生徒と普通学級児童生徒との交流は全小中学校で実施。
 - ・ 総合支援学校との小中学校間交流は小学校 21 校, 中学校 7 校で実施。
 - ・ 実施地域に在住する総合支援学校在籍児童生徒との交流は小学校 85 校, 中学校 20 校で実施。

- (4) 「手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例」の基本理念に則り、学校教育の場において手話に対する児童・生徒への理解促進や教職員への啓発を行う。
- ・ 手話条例の趣旨や、身近に使える手話等を紹介した児童・生徒向けのリーフレットを作成し、小学4年生から中学3年生及び教職員に対して配布し、学校教育の場において手話に対する児童・生徒への理解促進や教職員への啓発を行った。
 - ・ 学校でよく歌われる曲や、学校生活の中で日常的によくある場面等を手話で表現したビデオ教材や、手話学習のヒントとなる「モデル授業」のビデオ教材を作成し、学校における取組を図った。

※ この他、「Ⅱ 1 教育・啓発 (2) 人権啓発」の中でも実施していく。

(10) 保育・学校教育

インクルーシブ教育の理念のもと、きめ細かい就学相談や支援体制を構築するとともに、総合育成支援教育の情報提供や啓発を実施した。また、総合支援学校高等部では、働くための知識や技術の取得や、意欲向上につながる取組の充実を図った。

(平成29年度取組実績)

- ・ 障害のある児童の保育の充実 (P 30 はぐくみ30)
- ・ 総合育成支援教育の推進 (P 72 教育12)
- ・ 障害のある生徒の就労支援 (P 73 教育13) 【再掲】
- 特別支援教育の理解促進 (P 73 教育14) 【再掲】

(11) 共生社会の実現に向けたネットワークの充実

障害当事者、その家族、学識経験者等で構成される審議会等において意見聴取しながら取組を推進した。

(平成29年度取組実績)

- ・ 京都市障害者施策推進審議会 (P 18 保福30)

(12) 全般に関わる取組

「障害者の人権尊重と互いに支え合うまちづくり」を進めるために、次の取組を推進した。

(平成29年度取組実績)

- ・ テレビ広報の一部への字幕挿入 (P 4 総企1)
- ・ 市民しんぶん視覚障害者版 (P 4 総企3)
- ・ 生活ガイドブック「暮らしのてびき」視覚障害者版 (P 4 総企6)
- ・ 重度心身障害者医療費支給事業 (P 19 保福32)
- ・ 地域リハビリテーション推進事業 (P 19 保福35)
- ・ 高次脳機能障害者支援センター (P 19 保福36)
- ・ 重度障害老人健康管理費支給事業 (P 21 保福56)
- ・ 東山アートスペース (P 27 はぐくみ7)
- ・ 表現活動へのお誘い～からだではなそう～ (P 27 はぐくみ10)
- ・ 点字請願、陳情の受付 (P 59 市会3)
- ・ 市会だよりの点字版、拡大版、音声版の発行 (P 59 市会4)
- ・ 京都市WEB119の実施 (P 64 消防17)
- ・ 消防ファクシミリの運用 (P 64 消防19)
- ・ 筆談具の設置 (P 65 消防23)

5 ひとりひとりの人権が大切にされる同和問題の解決のための取組

主な課題

- ◆ 「京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」報告書に基づき、様々な取組を進めてきました。引き続き、いまだ解決に至っていない取組について早期完了に向けた改革・見直しを進めていく必要があります。
- ◆ インターネット上への悪質な書込みや身元調査等による戸籍等の不正取得を防止するために適正な対応をする必要があります。
- ◆ 「人権に関する市民意識調査（平成25（2013）年11月実施）」の結果では、住宅購入や結婚などの日常の生活場面において、旧同和地区やその出身者の方を「気にする」という回答が依然としてあることから、引き続き人権教育・啓発に取り組む必要があります。

実施施策

（1）第三者による住民票の写し等の不正取得の防止

住民票の写し等の不正取得の防止や第三者等に交付された事実を知る権利の保障のため実施している「事前登録型本人通知制度」の適正な運用に努めた。

（平成29年度取組実績）

- ・ 事前登録型本人通知制度の運用（P8 文市9）

設置のある各区役所・支所の広告モニターに定期的に掲載する（12月の人権月間は全区に掲載）ほか、人権啓発パネル展などにおいてパンフレットの配架を行うなど周知に努め、平成29年度の新規登録者数は388人、平成29年度末時点での総登録者数は2,360人となっている。

今後も、引き続き「事前登録型本人通知制度」の適正な運用に努めていく。

（2）啓発

関係機関との連携を図りながら、市民及び企業・団体等への啓発を推進する。また、企業等における公正な採用選考を促進するための啓発を推進した。

（平成29年度取組実績）

- ・ 企業等に対する公正採用選考の実施の働き掛け（P11 文市33）

企業等に対し、公正な採用選考の実施を促す啓発文書の送付を行った。

実施時期：平成29年5月上旬及び9月上旬

発送先：市内企業約5,500社

※ この他、「II 1教育・啓発（2）人権啓発」の中でも実施していく。

（3）教育

保護者との連携のもと、主体的な生きる力をつける保育・教育を推進した。また、全ての子どもたちの自立と家庭の教育力向上の支援など、人権教育の取組の充実や人権問題解決への実践的態度の育成を図った。

（平成29年度取組実績）

- ・ 同和問題にかかわる課題に関する学習等の推進（P71 教育7）

（4）全般に関わる取組

「ひとりひとりの人権が大切にされる同和問題の解決のための取組」を進めるために、次の取組を推進した。

（平成29年度取組実績）

- ・ 「同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」を踏まえた改革（P9 文市12）

6 多文化が息づくまちづくりと外国籍市民等の人権尊重

主な課題

- ◆ 民族や国籍が違うということだけで、偏見や誹謗中傷（ヘイトスピーチなど）をはじめとする差別的な事象が見受けられます。
- ◆ 近年、新たに市内に定住する外国籍市民（ニューカマー）が増加する傾向にあり、言葉や文化の違いにより日常生活に支障が生じたり、社会から孤立するなどの問題が出てきています。

実施施策

(1) コミュニケーション支援

多言語化等によるきめ細やかで確実な情報提供と相談事業の充実や日本語及び日本社会に関する学習の支援を推進した。

(平成29年度取組実績)

- ・ 外国籍市民行政サービス利用等通訳・相談事業（P4 総企8）
- ・ 京都市生活ガイドのWEB上での公開（P6 総企19）
- ・ 外国人のための各種相談事業（P6 総企20）
- ・ 日本語学習支援事業（P6 総企22）
- ・ 外国籍市民との交流事業の推進（P27 はぐくみ8）
- ・ リーフレット「私たちの市会」の外国語版の作成（P59 市会6）
- ◎ 外国人のお客様に対するサービス向上（P69 上下水11）

(2) 生活支援

児童・生徒や保護者に対する教育・子育て支援の充実、高齢者や障害のある方への福祉、保健、医療の充実、防災対策・危機管理の充実に向けた確実な情報提供などを推進した。また、受入環境の整備等、留学生に対する支援の充実を図った。

(平成29年度取組実績)

- ・ 医療通訳派遣事業（P5 総企11）
- ・ 外国人のための住宅支援事業（P5 総企17）
- ・ GKP キャリアガイダンス&ジョブフェア（P6 総企18）
- ・ 「国民健康保険の手引き」（外国語冊子）の配布（P21 保福57）
- ・ 高齢・障害外国籍市民福祉サービス利用サポート助成事業（P23 保福70）
- ・ 保育所に関する外国語パンフレット等の配布（P31 はぐくみ38）
- ・ 「市営住宅住まいのしおり」外国語版の配布（P32 都計4）
- ・ 4箇国語版 防火防災パンフレットの配付（P64 消防21）
- ・ 4箇国語対応通報依頼カードのホームページ上への掲載（P64 消防22）
- ・ 4箇国語対応救急活動現場シートの運用（P65 消防25）
- ・ 安心救急ステーション事業における外国人対応（P65 消防26）
- ・ 「119番通報等における多言語通訳体制確保事業」の実施（P65 消防30）

(3) 多文化共生の地域づくり

外国籍市民等が活躍できる機会の提供や地域住民との交流などの社会参画の促進を図った。また、「ヘイトスピーチ」等については、関係機関等とも連携して適正に対応するとともに、多文化を尊重し、差別を許さない意識啓発・人づくりを推進した。

(平成29年度取組実績)

- ・ 国際文化市民交流促進サポート事業 (P 4 総企7)
- ・ 啓発物品の作成及び配付 (P 5 総企12)
- ・ 連続フォーラム「チョコリときもの」(P 5 総企13)
- ・ k o k o k a オープンデイ (P 5 総企14)
- ・ 国際理解プログラム「PICNIK」(P 5 総企15)
- ・ 世界の絵本展 (P 5 総企16)
- ・ 国際化に関するボランティア活動育成事業 (P 6 総企21)
- ・ ヘイトスピーチなど特定の民族や国籍に対する差別事象への対応 (P 6 総企23)

特定の民族や国籍等に対して誹謗中傷する憎悪表現である「ヘイトスピーチ」等の差別事象について、下記の取組を行い、多文化共生のまちづくりの推進に努めた。

- (1) 12月に、法務省作成のヘイトスピーチに関する啓発ポスターを関係各所へ配架するとともに、講演会等で同省作成の啓発チラシを配布した。
- (2) ヘイトスピーチ解消法を踏まえた公の施設等の使用制限に関するガイドラインの作成に向けて、第27回京都市人権文化推進懇話会にて意見聴取を行い、検討を進めた。

<第27回京都市人権文化推進懇話会>

日時：平成30年3月22日(木)午前10時～

場所：消費生活総合センター研修室

- ・ 地域・多文化交流ネットワーク促進事業 (P 6 総企24)

(4) 保育・学校教育

子ども同士が互いの文化の違いを認め、尊重し合える保育を推進する。また、多様な文化的背景をもつ児童・生徒の民族的・文化的アイデンティティを大切に取る取組や多文化共生の意識を高めることができる取組などを推進した。

(平成29年度取組実績)

- ・ 異文化を持つ人との共生を進める保育の推進 (P 30 はぐくみ33)
- ・ 留学生による学校活動支援事業 (P 70 教育2)
- ・ 外国人・外国籍市民等にかかわる課題に関する学習等の推進 (P 71 教育8)
- ・ 帰国・外国人児童生徒等に対する支援 (P 72 教育9)

(5) 全般に関わる取組

「多文化が息づくまちづくりと外国籍市民等の人権尊重」を進めるために、次の取組を推進した。

(平成29年度取組実績)

- ・ 社会科見学受け入れ事業 (P 5 総企9)
- ・ 京都市多文化施策審議会の開催 (P 5 総企10)
- ・ 海外観光宣伝(「Kyoto Official Travel Guide」での情報発信) (P 13 産観5)
- ・ 観光案内標識の整備 (P 13 産観6)
- ・ ユニバーサルツーリズムの推進 (P 13 産観7)
- ・ 海外新規市場開拓(ムスリム観光客の受入環境整備) (P 14 産観8)
- ・ 観光事業者を対象とした外国人観光客等についての理解を深めるための取組の推進 (P 14 産観9)

7 安心して働き続けられる職場づくり

主な課題

- ◆ やりがいと充実感を感じながら仕事上の責任を果たし、仕事や家庭生活、社会貢献などにおいても、生きがいと充実感を得て人生が送れる「真のワーク・ライフ・バランス」についての認知度を高めるとともに、企業における環境整備の支援が必要です。
- ◆ 職場内の優位性を利用し、本人の人格や尊厳を傷付けるパワーハラスメントや職場でのいじめ、嫌がらせが顕在化してきています。また、最近では、働く女性が妊娠・出産を理由とした解雇・雇止めをされることや、職場で受ける精神的・肉体的な嫌がらせであるマタニティ・ハラスメントも問題となっています。
- ◆ 低経済成長による働く状況の変化やいわゆるブラック企業による若者の「使い捨て」などが大きな社会問題となっています。

実施施策

(1) 真のワーク・ライフ・バランスの促進

I T等を利用した啓発の強化及び市民意識の向上を図るとともに、企業における職場環境整備を支援するための補助金制度の広報や、真のワーク・ライフ・バランスの実現に向けて様々な方法で取り組む市民の活動の発信を進めた。

(平成29年度取組実績)

- 真のワーク・ライフ・バランスの推進 (P 7 文市1)

真のワーク・ライフ・バランスを推進するため、職場環境整備に取り組む中小企業8社に対して補助金を交付した他、男女が共にいきいきと働くことができる職場づくりを支援するため、アドバイザーを派遣した。また、企業や市民の優れた取組を発掘・発信するため、「真のワーク・ライフ・バランス」推進企業表彰(市長賞1社、特別賞3社)や、市民の実践エピソードの募集・表彰を実施した。また、各区のふれあいまつり等を通じて、「真のワーク・ライフ・バランス」や「働き方の見直し」について、市民の皆様にご検討いただくための啓発を行った他、地下鉄広告の掲出等により、「真のワーク・ライフ・バランス」という言葉の周知度向上に取り組んだ。

(2) 啓発・広報

パワーハラスメントをはじめとする職場でのいじめ等の人権侵害についての理解と意識の向上を促し、人権尊重を基盤とする企業活動の推進を図った。

(平成29年度取組実績)

- ・ 企業等に対する公正採用選考の実施の働き掛け (P 11 文市33) 【再掲】
- ・ 企業向け人権啓発講座の開催 (P 12 文市34)
- ・ インターネットを活用した情報の発信 (P 13 産観1)
- ・ 講座の開催 (P 13 産観2)
- ・ 京都ブラックバイト対策協議会における取組 (P 13 産観4)
- ・ 人権啓発サポート制度 (P 9 文市16, P 13 産観3)

※ この他、「II 1教育・啓発 (2)人権啓発」の中でも実施していく。

8 感染症患者等の人権尊重

主な課題

- ◆ 青少年への感染症についての正しい知識の普及・啓発については、現在も啓発体制が確立できているが、中年については今後、各自の職場や地域生活の場で正しい知識の普及・啓発に取り組んでいく必要があります。
- ◆ HIV陽性者に限らず、結核等の感染症患者への差別・偏見による施設への入所拒否や就業拒否等の問題があります。

実施施策

(1) 相談・検査体制

プライバシーに配慮した感染症患者等の相談体制の充実や、利便性の高い場所及び時間帯に配慮した検査体制の充実を図った。

(平成29年度取組実績)

- ・ HIV検査普及週間における検査・啓発体制の確立 (P24 保福83)
- ・ エイズ相談・カウンセリング体制の確立 (P24 保福85)
- ・ 「HIV検査」の実施 (P25 保福87)

(2) 人材育成

人権やセクシュアリティの多様性を理解した上で支援することができるような幅広い研修を推進した。

(平成29年度取組実績)

- ・ エイズ専門講師による担当職員研修会 (P25 保福88)

(3) 啓発

感染症について正しく理解するための啓発活動を推進した。

(平成29年度取組実績)

- ・ AIDS文化フォーラム in 京都 (P24 保福82, P26 はぐくみ5)

平成23年度から毎年10月にエイズに関わる各種団体・個人が集まりAIDS文化フォーラム in 京都を開催しており、本市も共催として参画している。今年度も引き続き参画し、講演会による啓発、展示及び臨時HIV検査を実施した。若者をはじめとした多くの市民が、エイズについて学び、性に関する文化や多様性への理解を深めていただくことを目的として開催し、約1,000人の来場があった。ターゲットである若者に人気のある歌手・タレントのはるな愛さんの講演会を開催したことや、啓発方法を若者の目に留まりやすいSNSなどのインターネット媒体を活用したこと、啓発チラシを名刺サイズにし手に取りやすく工夫したこと等により、若者の来場者が約半数と多かった(アンケート回答者164人中10~30歳代が約49%)。今後も、引き続きイベントの内容や広報手段を検討し、多くの方に参加いただけるよう努めていく。

【実施概要】

日程：9月30日(土)、10月1日(日)

場所：同志社大学 尋真館

内容：・講演「AIDS文化フォーラム in 京都で何を語る？」(はるな愛さん)

・臨時HIV検査

実施日 10月1日(日) 午前11時30分~午後3時

※無料、匿名、予約不要。結果は約1時間後に面接にてお渡し。

受検者：52名

・展示(HIV検査についてパネル展示) 等

主催：AIDS文化フォーラム in 京都 運営委員会

共催：京都府、京都市など

- ・ 世界エイズデー街頭啓発事業（P 2 4 保福 8 4）
 - ・ エイズ啓発パンフレット作成・配布（P 2 4 保福 8 6）
 - ・ 「H I V・性感染症検査及び予防啓発事業」（P 2 6 はぐくみ 6）
 - ・ レンアイリョク向上委員会エイズデー企画（P 2 7 はぐくみ 9）
- ※ この他、「Ⅱ 1 教育・啓発 （2）人権啓発」の中でも実施していく。

（4）教育

学校・職場等において感染症に関する正しい知識の伝達，感染経路や予防方法などの指導を推進した。

（平成 2 9 年度取組実績）

- ・ 学校における性に関する指導・エイズ教育の推進（P 7 4 教育 2 1）

9 犯罪被害者等の人権尊重

主な課題

- ◆ 犯罪被害者やその家族又は遺族は、犯罪による生命や身体への直接的な影響だけでなく、心身の不調や苦痛などにも苦しめられながら、十分な支援が受けられず、深刻な状態に置かれていることが多くあります。
- ◆ また、犯罪被害後において、捜査・報道・裁判・相談等の負担や周囲の理解不足や不用意な言動等を受けることにより、更に傷付き苦しむ二次的被害も問題となっています。

実施施策

(1) 支援対策

京都市犯罪被害者支援総合窓口において、相談や必要な情報の提供、被害直後から中長期にわたって途切れのない支援を行った。

(平成29年度取組実績)

- ・ 犯罪被害者支援策の推進（支援対策）（P 8 文市10）

犯罪被害者等のために、相談や必要な情報を提供し、被害直後から中長期にわたって途切れのない支援を行うワンストップ窓口として、(公社)京都犯罪被害者支援センター内に京都市犯罪被害者総合相談窓口を設置し、電話相談を685件、面接相談を139件、裁判の傍聴付添等の直接支援を227件行った。また、被害直後における生活困窮者に対する生活資金の給付（一律30万円）を1件実施するとともに、住居の提供や心のケアなどの様々な支援を行うことにより、犯罪被害者やその家族・遺族が受けた被害の回復・軽減に寄与した。

(2) 啓発・教育

犯罪被害者等が置かれている状況や支援について、市民や事業者が理解を深めるために広報啓発活動を行うとともに、学校・家庭・地域が連携した教育活動を実施した。

(平成29年度取組実績)

- 犯罪被害者支援策の推進（啓発・教育）（P 9 文市11）

犯罪被害者等を社会全体で支える地域社会の実現に向け、犯罪被害者等が置かれている状況や支援に関することについて市民や事業者が理解を深めるために、『犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）』などにおいて、広報啓発活動を実施した。具体的には、ゼスト御池、市役所正面玄関、右京区役所及び左京区役所で大規模パネル展示を行うとともに、各区役所・支所等でホンデリング※を実施し、約900冊の本を寄贈した。また、京都府、京都府警察本部及び(公社)京都犯罪被害者支援センター等の関係機関と連携し、平成29年11月26日には京都テルサで「生命のメッセージ展」を、平成30年2月3日には同志社大学新島会館で「犯罪被害者支援京都フォーラム」を開催し、「生命のメッセージ展」には約500名、「犯罪被害者支援京都フォーラム」には約130名が参加した。

さらに、教育活動として、中高生を対象とした、犯罪被害者遺族による講演（いのちを考える教室）を市内9校（市立3校、府立1校、私立5校）で行った。

これらの結果、犯罪被害者の置かれている状況について、広く市民の理解を深め、犯罪被害者を支える地域社会の形成に寄与した。

※ ホンデリングとは、不要となった書籍等を寄贈いただき、その売却代金を(公社)京都犯罪被害者支援センターによる犯罪被害者支援活動に役立てるもの。

※ この他、「Ⅱ 1 教育・啓発 (2) 人権啓発」の中でも実施していく。

10 ホームレスの人権尊重と自立支援

主な課題

- ◆ 様々な支援施策を推進した結果、ホームレス数は10年前と比較すると約8割減少していますが、ホームレスの高齢化や路上生活期間の長期化の傾向が一層顕著になっています。
- ◆ 本市の支援施策がホームレスの間に広く認知される一方で、路上生活からの脱却について消極的な方の割合が増加するなど、新たな状況が生じています。
- ◆ ホームレス状態にある人々に対する暴力や嫌がらせ、偏見や差別意識による排除等、人権に関わる重大な問題が発生しています。

実施施策

(1) 勤労

就労による自立を支援するため、京都市自立支援センターを運営し、求職活動の拠点となる宿泊場所の提供や公共職業安定所と連携した就労支援を実施した。

(平成29年度取組実績)

- ・ ホームレスの自立の支援等 (P21 保福55)

- (1) 「ホームレス訪問相談事業」において、ホームレスが生活している路上等に訪問し、延べ2,275名の日常生活や健康面の相談支援を行った。
- (2) 「京都市自立支援センター」の平成29年度退所者のうち、約5割が、就労による自立や居宅への移行を果たした。

(2) 社会参加

「京都市ホームレス居宅定着支援事業」を実施し、ホームレスが居宅生活に移行した後、地域社会の中で安定した生活を送ることができるよう集中的な定着支援を実施した。

(平成29年度取組実績)

- ・ ホームレスの自立の支援等 (P21 保福55) 【再掲】

(3) 相談

ホームレスが生活する場所を訪問し、自立に向けた相談・支援を行うとともに、多重債務等の自立に向けた阻害要因を抱えるホームレスに対して、弁護士による相談の機会を提供した。

(平成29年度取組実績)

- ・ ホームレスの自立の支援等 (P21 保福55) 【再掲】

1 1 高度情報化社会における人権尊重

主な課題

- ◆ 現代の情報化社会においては、当人の意思とは無関係に個人情報処理されるなど、自己に関する情報をコントロールする権利が侵害されるおそれが高まっています。実際に、行政、民間を問わず年齢や家族構成などの個人情報の漏えいや、それらが商品化されて不正に取り扱われるという問題が発生しています。
- ◆ また、身元調査のように差別的な行為につながる事案も起きています。
- ◆ インターネットにおける不特定多数の利用者に向けた情報発信やSNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）等において、他人への誹謗中傷や差別を助長する表現、プライバシーに関わる情報等が一方的に掲載される事例が頻発しています。また、一旦ホームページ等に掲載されてしまうと、短期間のうちに広範囲に広まってしまい、削除することが困難となっています。

実施施策

(1) 携帯電話・インターネット

携帯電話・インターネットの危険性や依存性について携帯電話会社、PTA、家庭との連携のもと、子どもの実態を踏まえた取組を推進した。

(平成29年度取組実績)

- ・ 高度情報化社会がもたらす消費者トラブルを未然に防止するための消費者教育・啓発（P12 文市38）

- (1) 「京都市消費者教育推進計画」に基づき、消費生活専門相談員等を講師として派遣する出前講座（53回、参加者総数1,407名）や、ネットトラブルの現状や対策について解説するネットトラブル対策講座（参加者10人）を実施したほか、年齢階層に応じた消費者教育冊子・教材の配布（中学生向け消費者教育冊子「めざせ！消費者市民！」を市内全中学校（新1年生向け）に配布した。
- (2) 若年層～高齢層向け消費者啓発冊子「君は京都を救えるか？」の作成（くらし安全推進課及び京都府警察と連携）・配布、中学生向け消費者教育教材「役割を演じて考えよう！～消費者被害の背景とその対応を学ぶ～」の作成・貸出を行った。
- (3) 消費者問題学習会「シニア世代のスマホ事情～ネット社会を楽しく、安全に！～」を実施した（参加者73人）。
- (4) 消費者標語の募集（小学生557名 969作品、中学生1,291名 2,300作品）や、消費者月間（5月）に消費者啓発タペストリー及び平成28年度消費者標語の入選作品の展示（平成29年5月16日～26日 ゼスト御池 寺町広場）を行った。
- (5) 本やDVDの貸出し（図書89冊、視聴覚教材59本）等の、様々な消費者教育・啓発の取組を進めることにより、引き続き、高度情報化社会がもたらす消費者トラブルの未然防止を図った。

- ・ 携帯電話・インターネット不適切利用防止対策の推進（P74 教育19）【再掲】

(2) 啓発・広報

市民ひとりひとりがインターネットの利点と危険性を踏まえ、ルールやモラルを守った正しい利用に向けた啓発を推進するとともに、インターネット上で人権侵害があった場合の対処方法や相談窓口の周知を行った。

(平成29年度取組実績)

- ・ 高度情報化社会がもたらす消費者トラブルを未然に防止するための消費者教育・啓発（P12 文市38）【再掲】
※ この他、「II 1 教育・啓発 (2) 人権啓発」の中でも実施していく。

(3) 第三者による住民票の写し等の不正取得の防止

住民票の写し等の不正取得の防止や第三者等に交付された事実を知る権利の保障のため実施している「事前登録型本人通知制度」の適正な運用に努めた。

(平成29年度取組実績)

- ・ 事前登録型本人通知制度の運用 (P 8 文市9) 【再掲】

1 2 様々な課題

主な課題

- ◆ これまでに掲げた重要課題の他にも、社会情勢の変化等に伴い、LGBT等の性的少数者や刑を終えて出所した人等に対する人権問題など、様々な課題が見受けられるようになってきており、新たな動きにも目を向けていく必要があります。

実施施策

様々な人権課題について正しく理解され、その速やかな解決が図られるよう、今後とも積極的に教育・啓発活動を推進するとともに、当事者の状況も踏まえながら、社会全体で支え、共に将来に目を向けて歩んでいける社会を目指して取り組む。

(平成29年度取組実績)

- ※ 取組事業は、「Ⅱ 1 教育・啓発 (2) 人権啓発」の中で実施していく。

1 3 複数課題に関連する事業

複数の重要課題に関連する事業として、次の取組を推進した。

(平成29年度取組実績)

- ・ ごみ減量・分別に係る啓発チラシの外国語版、点字版、音声テープ版、CD版の作成・配布（P2 環境2）[多文化/高齢者]
 - ・ 有料指定袋制の実施に伴う福祉施策（P2 環境3）[高齢者/障害者など]
 - ・ インターネットによる情報の発信（P4 総企4）[多文化/障害者]
 - ・ 市民活動総合センターの管理・運営（P8 文市8）[全般]
- ◎ 京都市地域自殺対策推進センター運営事業（P18 保福31）[全般]

- (1) 各区における自殺の実態把握，京都市こころの健康増進センターと連携を図り，京都市自殺総合対策推進計画に基づき実施する事業に関する情報収集，分析，情報提供を行った。
- (2) 障害保健福祉推進室の職員を自殺対策連携推進員として位置づけ，京都市自殺総合対策連絡会を6月12日に開催し，庁内関係部局が連携し，自殺対策の総合的な推進を図った。また，京都市自殺総合対策連絡調整会議を9月12日，3月23日に開催し，地域の関係機関や自殺対策に積極的なボランティア等と連携を図り，自殺対策のネットワークの強化を行った。
- (3) 国及び京都府との連携により，自殺の現状等情報収集を図る。国が開催する連絡会議及び研修会に参加し，自殺の現状について情報を得るとともに，京都市自殺総合対策推進計画をより実効性あるものとするためのノウハウを学んだ。

- ・ 地域における見守り活動促進事業（P15 保福1）[高齢者/障害者など]
- ・ くらしとこころの総合相談会（P19 保福37）[全般]
- ・ 福祉ボランティアに関する情報システムの活用及び情報誌の発行（P22 保福58）[高齢者/障害者など]
- ・ ボランティアに関する各種講座の開催（P22 保福59）[高齢者/障害者など]
- ・ 介護保険パンフレットの外国語版，点字版の配布（P24 保福80）[多文化/障害者]
- ・ 区民ふれあい事業（各区・支所）[全般]
- ・ インターネットによる情報発信（P59 市会5）[全般]
- ・ 投票しやすい環境の整備（P60 選管1）[高齢者/障害者]
- ・ 防火安全指導の実施（P63 消防6）[高齢者/障害者など]
- ・ 熱中症対策指導の実施（P63 消防7）[高齢者など]
- ・ 防火防災教育訓練の実施（P63 消防8）[女性/子ども/障害者など]
- ・ 防災行動マニュアル策定の推進（P63 消防9）[全般]
- ・ 地域の福祉関係団体と連携し，高齢者等のいのちを火災等から守るネットワークの構築（P63 消防10）[高齢者/障害者など]
- ・ 緊急通報システムと連動した住宅用火災警報器整備事業（P64 消防18）[高齢者/障害者]
- ・ 市民防災センターにおける防災体験（P64 消防20）[子ども/高齢者など]
- ・ ホームページ上へのAEDマップの公開（P65 消防24）[全般]
- ・ 救急活動記録書の遺族への提供（P65 消防27）[全般]
- ・ 市バスにおける多言語などによる案内（P68 交通12）[多文化/障害者]
- ・ 地下鉄における多言語などによる案内（P68 交通15）[多文化/障害者]
- ・ コミュニケーションボードの設置（P69 上下水8）[多文化/障害者]
- ・ 聴覚障害者への窓口対応支援事業（P69 上下水9）[高齢者/障害者]
- ・ 地域読み書き教室支援事業（P70 教育3）[全般]
- ・ 「生き方探究・チャレンジ体験」推進事業（P76 教育38）[高齢者/障害者など]

Ⅱ 教育・啓発，相談・救済の取組

「教育・啓発」，「相談・救済」の分類に基づく人権施策については，「Ⅰ 各重要課題の取組」を縦軸とするなら，それぞれに共通する横軸の取組に当たるものであり，両者の総合的な取組により，人権文化の構築を目指す。

1 教育・啓発

主な課題

- ◆ 人権に関する市民意識調査の結果から，広く市民に関心を持ってもらえるような取組や若い世代への情報発信や取組の必要性，企業が人権尊重の視点を大切にし，その社会的責任を果たすことなどが求められていることから，対象や関心に応じたきめ細かな人権教育・啓発を推進していくことが必要です。

実施施策

(1) 人権教育

ア 家庭教育

「京都是ぐくみ憲章」の理念を踏まえ，大人も子どもも人権感覚を高めることができる家庭教育を推進した。

(平成29年度取組実績)

- 京都是ぐくみ通信／G o G o土曜塾（P 2 6 はぐくみ3）【再掲】
- 京都是ぐくみネットワーク（P 2 6 はぐくみ4）【再掲】
 - ・ 子育て学習会・子育て講演会の開催（P 3 0 はぐくみ3 6）
 - ・ 保護者会活動の支援（P 3 0 はぐくみ3 7）
 - ・ 各学校・幼稚園における保護者対象の学習会，懇談会等人権学習会の開催（P 7 5 教育2 4）

イ 学校等における人権教育

(ア) 幼稚園・保育所・認定こども園

生涯にわたる人格形成の基礎を培う心情・意欲・態度を育むことを目標として，「子どもの権利条約」を踏まえ，相手を尊重する気持ちなど，道徳性の芽生えを培った。

(平成29年度取組実績)

- ・ 「保育の主体は子どもである」との視点からの保育・指導計画に基づく保育の実践（P 2 5 はぐくみ2 9）
- ・ 幅広い地域からの利用と交流（P 3 0 はぐくみ3 1）
- ・ 地域の保護者・児童の自立の支援等（P 3 0 はぐくみ3 4）

(イ) 学校

人権の大切さを理解し、人権尊重を規範とした日常の行動が取れる子どもの育成、すなわち「人権という普遍的文化」の担い手の育成を目指した取組を推進した。

(平成29年度取組実績)

- ・ 「人権教育指導資料集（参考試案）」の活用（P70 教育4）
- ・ 「学校における人権教育をすすめるにあたって」に基づいた人権教育の推進（P70 教育5）

これまで本市学校教育において行ってきた様々な人権問題の解決に向けた取組の成果と課題を整理し、平成14年5月に「《学校における》人権教育をすすめるにあたって」を作成した。作成から7年が経過した平成21年度に、「人権教育検討委員会」を設置し、平成22年3月に内容を改訂した。

本指針を基本方針として、「人権としての教育」「人権を通しての教育」「人権についての教育」「人権のための教育」の4つの視点から人権教育を推進し、本市人権教育の目的である「人権という普遍的文化」の担い手の育成に取り組んでいる。

本指針の内容としては、学校教育で取り組むべき重点課題として、

- (1) 子どもにかかわる課題
- (2) 男女平等にかかわる課題
- (3) 障害のある人にかかわる課題
- (4) 同和問題にかかわる課題
- (5) 外国人・外国籍市民等にかかわる課題
- (6) HIV感染者等にかかわる課題
- (7) その他の課題

等を挙げている。

各校においては、本指針に基づき、各校の実態に即して、学校としての人権教育の目標や取り組むべき活動全体を総合的・体系的に示した「人権教育全体計画」及び全体計画に基づいて当該年度に行う人権教育の指導内容・方法等を具体化した「年間指導計画」を作成し、人権教育の一層の充実を図った。

また、教職員の人権意識の高揚及び指導力の向上を図るための研修会も実施した。管理職研修としては、8月末から9月にかけて1・2年目管理職を対象にグループ討議形式の研修を行い、1月には全市校園長研修会を行った。5月には人権教育に関わる主任研修会を実施し、人権教育に関わる主任が果たすべき責務と役割等について共通理解を図ることができた。また、6月から2月にかけて年間4回、全教職員を対象に人権教育講座を実施し、様々な人権課題をテーマとして取り上げた。

- ・ 健康教育の推進（P74 教育20）
- ・ 教育実践研究の推進（P76 教育33）

ウ 社会教育

人権問題に関するPTA活動や地域女性団体活動の支援等を通じて、人権の各重要課題を広く保護者・市民に啓発し、人権問題は市民ひとりひとりの身近な問題であり、社会全体の問題として全ての人々の人権を尊重する機運づくりを図った。

(平成29年度取組実績)

- ・ 生涯学習アドバイザー・特別社会教育指導員制度（P75 教育22）
- ・ 京都市PTAフェスティバル（P75 教育25）
- ・ 憲法月間・人権月間におけるPTA街頭啓発・パレード（P75 教育26）
- ・ 「ゴールドン・エイジ・アカデミー」の開催（P75 教育28）
- ・ 「学びのフォーラム山科」の開催（P75 教育31）
- ・ 人権問題関連図書の展示と貸出し（P76 教育32）

(2) 人権啓発

ア 市民への啓発等

より多くの市民に人権への関心を持ってもらえるよう「広報」に重点的に取り組んだうえで、市民の関心・理解の高まりに応じて、市民との協働による「学習機会の提供」や市民の「自主的な取組の支援」に取り組んだ。また、ICTの積極的な活用などにより若年層への情報発信や「学生のまち京都」の特性を踏まえた取組を推進した。

(平成29年度取組実績)

【広報】

- ・ 刊行物等への啓発標語の掲載 (P1 各局区等1, P63 消防局1, P67 交通局11)
- ・ 公用車による啓発 (巡回啓発, ステッカー掲示) (P1 各局区等2)
- ・ 人権啓発看板, 啓発のぼり旗等の掲出 (P1 各局区等3, P63 消防局4, P67 交通2, P69 上下水4)
- ・ 各種広報媒体を活用した広報啓発活動の展開 (P4 総企2)
- ・ 広報媒体を活用した集中的な啓発活動の展開 (憲法月間・人権月間等における啓発活動) (P4 総企5)
- ・ 「人権ゆかりの地」の発信 (P9 文市13)
- ・ フェイスブックページを活用した情報の発信 (P9 文市14)
- ・ 人権啓発パネル展の開催 (P10 文市26)
- ・ 人権総合情報誌「きょう☆COLOR」の発行 (P11 文市28)

著名人や企業のインタビューをはじめ、各種人権課題をテーマとした特集記事等、市民及び企業に人権について分りやすく知っていただくための情報を掲載した。

(1) 発行年月 平成29年5月 (Vol.6), 12月 (Vol.7)

(2) 形状等 12ページ (A4版, カラー)

(3) 発行部数 Vol.6 17,500部

Vol.7 17,000部

(4) 配布場所 市政案内所, 各区役所・支所, 市立図書館, 文化会館等
(市内の企業・事業所等, 約5,500箇所にも送付。)

| | Vol.6 (29年5月号) | Vol.7 (29年12月号) |
|-----------|-----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 著名人インタビュー | 障害のある人 一ノ瀬 メイ (水泳選手) | ワーク・ライフ・バランス 河瀬 直美 (映画監督) |
| 人権関連施設の紹介 | 子ども 京都市子育て支援総合センター「こどもみらい館」 | 同和問題 柳原銀行記念資料館 (京都市人権資料展示施設) |
| 特集 | 同和問題 部落差別解消推進法が施行されました! | 子ども 子どもの居場所づくり支援の取組 障害のある人 「京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例」について |
| 企業インタビュー | ワーク・ライフ・バランス (株)minitts (佰食屋) | 障害のある人 (株)PHP研究所 |

- ・ 人権月間ポスターの掲示 (P11 文市29)
- ・ 市民しんぶん区版への人権啓発記事の掲載, 憲法月間街頭啓発, 区民ふれあいまつりにおける舞台での人権啓発, 人権啓発作品展など (各区・支所)
- ・ 啓発ポスターの作成及び掲出 (P67 交通4)
- ・ 街頭人権啓発活動の実施 (P67 交通5)
- ・ 市バス車内への人権啓発絵画の展示 (P67 交通6)

【学習機会の提供】

- ・ 人権に関する講演会、映画鑑賞会及び施設見学会など（各区・支所）

各区・支所において、区民を対象とした人権啓発事業を実施した。

- (1) 講演会・映画上映会等（実施回数21回、参加者延べ3,856人）
- (2) パネル展・作品展（実施回数25回）
- (3) 街頭啓発（実施回数20回）
- (4) 施設見学等（実施回数3回、参加者延べ331人）
- (5) その他（ふれあいまつりでの啓発、映像作品の上映及び上映等）（実施回数12回）

- ・ 世界人権問題研究センター「人権大学講座」（P10 文市19）
- 「四字熟語人権マンガ」の募集（P10 文市24）
- ・ 人権啓発イベント「ヒューマンステージ・イン・キョウト」の開催（P10 文市25）
- ・ 人権資料展示施設（ツラッティ千本、柳原銀行記念資料館）の運営（P11 文市27）
- ・ 消防団員を対象とする研修会（P66 消防37）
- ・ 常設展示の充実（P77 教育41）

【自主的な取組の支援】

- ・ 地域団体の人権研修支援（資料提供等）（P1 各局区等4）
- ・ 人権啓発サポート制度（P9 文市16）【再掲】
- ・ 人権啓発活動補助金の交付（P11 文市30）

イ 企業・団体等への啓発

市民をはじめ多くの人々が働く場である企業や団体等において、人権尊重を基盤とする活動や組織内での人権尊重の風土づくりなどが、その社会的責任として主体的に取り組まれるよう啓発及び支援を推進した。

（平成29年度取組実績）

- ・ 人権啓発サポート制度（P9 文市16, P13 産観3）【再掲】
- ・ 企業等に対する公正採用選考の実施の働き掛け（P11 文市33）【再掲】
- ・ 企業向け人権啓発講座の開催（P12 文市34）【再掲】
- ◎ 人権文化推進協力企業感謝状贈呈制度（P12 文市36）

人権尊重を基盤とした企業活動や企業内における人権尊重の気風の醸成に主体的かつ積極的に取り組む企業のうち、本市の人権施策に理解を示して積極的に協力し、その功績が顕著な企業に感謝状を贈呈することにより、人権課題の解決に向けた様々な実践活動の更なる普及の促進を図り、人権課題に取り組む企業のすそ野を広げることを目的として、平成29年度に創設した。

贈呈の対象は、市内に活動の拠点を置く企業で、本市が開催する企業向け人権啓発講座その他の啓発活動において、自社における人権課題の解決に向けた先進的な取組事例を紹介し、その内容が簡潔、明瞭で分かりやすく、他社への広がりが見込めると認められる企業としており、平成29年度贈呈企業数は2社であった。

- ・ インターネットを活用した情報の発信（P13 産観1）【再掲】
- ・ 講座の開催（P13 産観2）【再掲】
- ・ 伏見区人権啓発推進協議会人権啓発講座（P54 伏見区8）
- ・ 交通局契約の広告代理店に対する人権啓発研修（P67 交通10）
- ・ 関連企業に対する啓発活動の実施（P69 上下水3）

ウ 関係機関等との連携

「融合」の視点から市役所内の連携を密にし、人権施策を総合的に進めていくとともに、「共汗」の視点から関係行政機関、研究機関及び市民団体等との協働により施策を推進した。

(平成29年度取組実績)

- ・ 京都人権啓発行政連絡協議会への参画 (P 1 0 文市 2 0)
- ・ 京都人権啓発推進会議への参画 (P 1 1 文市 3 1)
- ・ 京都人権啓発活動ネットワーク協議会への参画 (P 1 1 文市 3 2)
- ・ 地域啓発推進協議会による連携充実 (各区)
- ・ 人権啓発ポスターコンクール (京都人権啓発推進会議) (P 7 2 教育 1 1)

2 相談・救済

主な課題

- ◆ 人権を侵害されている人が、相談をし、必要な場合には、適切な機関による救済が受けられるよう、窓口の一層の周知と相談体制の充実、関係機関によるネットワークの強化を図っていく必要がある。

実施施策

(1) 各種の相談に応えられる体制の充実

多言語による相談など、相談者のニーズに応じた相談体制の充実を図るとともに、複雑化・多様化する相談に対応し、また、相談者の置かれている立場に寄り添った相談が行えるよう、従事職員の資質向上のための研修の充実等に取り組んだ。

(平成29年度取組実績)

- ・ 京都市民法律相談事業の実施（P 12 文市37）
- ・ 区民ふれあい相談コーナーの開設（各区・支所）
- ・ 市民からの相談電話を通じた情報提供（P 63 消防2）

※ 重要課題に関する取組事業は、「I 各重要課題の取組」に掲載。

(2) 相談・救済に関わる関係機関等による連携の充実

人権問題が複雑化、多様化する中で、相談・救済機関の連携が図れるよう本市の各部局はもとより、京都地方法務局や京都労働局などの関係機関等と相互のネットワークを強化した。

(平成29年度取組実績)

- ・ 京都人権啓発行政連絡協議会への参画（P 10 文市20）【再掲】
- ・ 京都人権啓発推進会議への参画（P 11 文市31）【再掲】
- ・ 京都人権啓発活動ネットワーク協議会への参画（P 11 文市32）【再掲】

(3) 人権擁護委員活動との連携

啓発・相談や人権侵犯事件に関する調査などを行う人権擁護委員の活動を市民に周知するとともに、活動が更に充実されるよう京都地方法務局と連携を進めた。

(平成29年度取組実績)

- ・ 人権擁護委員による特設相談の実施（P 9 文市15）
- 人権擁護委員との連携及び活動の支援（P 10 文市21）

人権擁護委員の活動の周知や広報などの支援に取り組むとともに、各区役所・支所において実施する人権啓発事業等（街頭啓発、ふれあいまつり等）において人権擁護委員に活動してもらう機会を設けた（平成29年度は11区役所・3支所と連携した。）ほか、人権擁護委員協議会との意見交換会を実施した。

また、市内の人権擁護委員活動の円滑な運営を図るとともに、自由人権思想の普及啓発及び人権擁護に寄与することを目的として、京都人権擁護委員協議会に対して助成金60万円を交付した。

平成29年度には、地域に根差したきめ細やかな活動を行うため、各区役所と連携して本市から推薦する区粋の委員を伏見区で2名増員、左京区で1名増員した。

(4) 相談機関等に関する情報の周知

市民が、人権に関する問題が起こった場合に適切な機関等に相談ができるよう十分な周知を進めた。

(平成29年度取組実績)

- ・ 「京都市人権相談マップ」の発行（P 9 文市18）

Ⅲ 計画の推進に関する取組

1 推進体制と職員研修

実施施策

(1) 推進体制

京都市人権文化推進計画に基づく人権施策について、全庁的な組織としての「人権文化推進会議」を中心に関係部局間で緊密に連携を取りながら、総合的、効果的に推進した。

(平成29年度取組実績)

- ・ 人権行政の視点からの所属事務事業の点検 (P 1 各局区等7)
- ・ 人権文化推進会議による庁内の連携充実 (P 1 0 文市23)
- ・ 各種会議等による局内連携の充実 (P 6 9 上下水5)

(2) 職員研修

職員の人権尊重意識を徹底し、ひとりひとりが人権の尊重を基礎として行動できるよう、不断に職員研修に努めた。また、研修効果が高まるような工夫、より効果的・効率的な研修方法についての研究を進めた。

人権尊重の理念をあらゆる行政分野の基調として進めていくために、一人一人の職員が人権についての理解を深め、問題意識を高めることができるよう、5月の憲法月間、12月の人権月間に、各局区等に対して研修を奨励・支援した。その結果、301回の研修が実施され、6,847人が参加し、人権尊重の意識向上を促進した(憲法月間:171回,3,873人,人権月間130回,2,974人)。

また、平成28年4月1日に施行された「京都市 手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例」の趣旨を踏まえ、手話に対する理解の促進とともに、窓口対応でも活用できるよう「手話講座」及び「ワンポイント手話講座」を実施した(手話講座12人,ワンポイント手話講座34人が受講)。

(平成29年度取組実績)

- ・ 人権行政に関する情報等の職員への提供 (P1 各局区等6, P67 交通局1, P69 上下水7, P75 教育27)
- ・ 人権教育に関する情報提供等職員の自主的な研修等の条件整備 (P 1 各局区等8)
- 職員研修の実施・充実 (P 1 各局区等9, P 3 行財1, 3, 消防, 交通, 上下水, 教育等)
 - ・ 障害者福祉講座の実施 (P 6 5 消防31)
 - ・ 国際文化系研修の実施 (P 6 5 消防32)
 - ・ 手話講座の実施 (P 6 5 消防33)
 - ・ 人権研修推進者の養成 (P 6 6 消防41)
 - ・ 人権研修推進者等による研修内容等の検討 (P 6 6 消防42)
 - ・ 職場活性化専門委員会 (P 6 7 交通3)
 - ・ 庁内誌への啓発標語の掲載 (P 6 9 上下水2)
- ◎ お客様対応研修 (P 6 9 上下水10)
 - ・ 人権啓発映画試写会 (P 7 5 教育29)
 - ・ 人権啓発映画の貸出し (P 7 5 教育30)
 - ・ 教職員の教育研究団体研修への支援 (P 7 6 教育36)
 - ・ 教育研究資料・教育関係図書の実践 (P 7 6 教育37)

2 関係機関、関係団体との連携

人権尊重のまちづくりを進めるため、国、京都府などの行政機関、各種団体などと、それぞれの役割や責任を明確にしつつ、幅広い連携、協力を図った。

(平成29年度取組実績)

- ※ 「Ⅱ 1 教育・啓発 (2) 人権啓発 ウ 関係機関等との連携」及び「Ⅱ 2 相談・救済 (2) 相談・救済に関わる関係機関等による連携の充実」に取組事業を掲載。

3 進行管理と評価

(1) 進行管理

京都市人権文化推進計画に掲げる施策について、毎年度、具体的な事業計画書を作成し、実施状況の点検を行うとともに、市民に対して本市の人権に関する取組を分かりやすく発信し、進捗状況が伝わるような工夫を行った。

(平成29年度取組実績)

- ・ 京都市人権レポートの発信 (P 9 文市17)
- ・ インターネットにおける事業計画書の掲載 (P 12 文市35)

(2) 評価

外部の視点から施策点検等を行う「京都市人権文化推進懇話会」において、専門的な見地及び市民の立場から実施事業の評価をしていただき、施策に反映させた。

(取組事業)

- ・ 京都市人権文化推進懇話会の運営 (P 10 文市22)